

令和元年度 第1回村上市環境審議会 会議要約

- 1 開催日時 令和2年2月17日(水) 9:30~11:30
- 2 開催場所 村上市役所 本庁5階 第4会議室
- 3 出席委員 佐藤(和久)委員、佐藤(巧)委員、齋藤委員、水橋委員、
貝沼委員、藤井委員、富樫委員、小野委員、山田委員、
當摩委員、佐藤(学)委員、鈴木委員、梅田委員、
田中委員、植田委員、忠委員
- 4 欠席委員 渡辺委員、平方委員、石黒委員
- 5 出席職員 環境課：中村課長
生活環境室：本間課長補佐、伊藤係長
新エネルギー推進室：田中課長補佐、加藤主任
- 6 会議次第及び会議要約 別紙のとおり

令和1年度 第1回 村上市環境審議会 次第

と き 令和2年2月17日（月）
午前9時30分～
ところ 村上市役所 5階 第4会議室

1 開会

2 あいさつ

3 正、副会長の選出

会 長 _____

副会長 _____

4 議事

- (1) 村上市の環境状況について 【資料1】
- (2) 村上市環境基本計画進捗状況について 【資料2-1、2-2】

5 報告事項

- (1) 第2次村上市環境基本計画等の策定について 【資料3】
- (2) 村上市地球温暖化対策地域協議会について 【資料4】
- (3) 新潟県洋上風力発電導入研究会について 【資料5-1、5-2、5-3】
- (4) 49kw 小規模バイオマス発電事業について 【資料6】
- (5) 地熱発電事業検討について 【資料7】
- (6) 気候変動適応法について 【資料8】

6 その他

7 閉会

1.開会（午前9時30分）

事務局： 皆さま、本日はお忙しいところ、ご参集いただき誠にありがとうございます。
定刻になりましたので、只今から令和元年度第1回村上市環境審議会を開催させていただきます。

私、当審議会の庶務を担当しております環境課長の中村と申します、宜しくお願いいたします。

2.あいさつ

事務局： ここで、本来であれば会長からごあいさつをいただくところではありますが、本日の会議において新たな会長・副会長の選出を予定しておりますことから、代わりまして副市長にご挨拶をいただきます。また、会長・副会長選出までの間、代わりまして私の方で進行させていただきます。

（副市長 あいさつ）

次に次第にはありませんが、当審議会委員の皆様の任期については、本年度から2年間の委嘱期間となり、再任していただいた方もおりますが、初めての方もおりますので、申し訳ございませんが、お一人ずつ自己紹介をお願いいたします。

（各委員 自己紹介）

（事務局 自己紹介）

ここで、本日の定足数についてご報告申し上げます。

委員総数19名のところ、16名の出席をいただいております。従いまして、環境審議会規則第3条第2項の規定に基づき、過半数以上の出席がありましたので、本日の会議は成立することをご報告申し上げます。

3.正、副会長の選出

事務局： それでは次第の3「会長及び副会長の選出について」でございます。村上市環境審議会規則 第2条に「審議会に会長及び副会長各1名を置く。」とあり「会長及び副会長は、委員の互選により定める。」とされております。会長及び副会長への立候補、またはご推薦はございませんでしょうか。

事務局： 立候補・推薦が無いようですが、どの様に選出すればよろしいでしょうか。

委員： 事務局一任。

事務局： 只今、「事務局一任」の声がありましたが、他にご意見がなければ事務局案を提案させていただきます。事務局案としましては、引き続き、前の任期の会長・副会長にお願いしたく、会長には梅田久子委員、副会長には佐藤巧委員にお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

委員： 異議無し。

事務局： ありがとうございます。皆様の拍手が有りましたので、承認されたものとさせていただきます。それでは、梅田委員、佐藤委員は前の席にご移動願います。それでは、梅田会長にご挨拶いただき、以降につきましては、村上市環境審議会規則第3条により、梅田会長に議長として進行をお願いいたします。

会長： 改めましておはようございます。またよろしく申し上げます。年1回の環境カウンセラーの研修が来週ございますが、さきほどの自己紹介でもお話がありましたSDGsの話がテーマであると聞いております。この数年話題であり課題となっておりますが、新しい情報が入った際には皆様にご提供できればと思っております。本日は非常に盛りだくさんな審議となっております。時間が限られておりますが、皆さまよろしく申し上げます。

4.議事

(1) 環境基本計画進捗状況報告について

会長： それでは、次第の4 議事に入らせていただきます。(1)「村上市の環境状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局： (資料1「平成30年度版 村上市環境の状況報告書」、当日配布資料により事務局から説明)

会長： ただいまの件について委員のみなさまからご意見・ご質疑をお願いします。

委員： 三面川のことについて、ダムの下の方から岩崩から布部にかけて、河原の石の黒化減少が起これば苔が生えずそれを食べる鮎をはじめとした川魚や水生生物がいなくなっております。岩崩は水がきれいであり、イワナやヤマメといった清流に住む魚がたくさんいたのですが姿を消しており、また鮎については岩沢のあたりまで下ることによってようやく姿を見せる状態であり鮎の釣れる範囲は狭まってきております。漁協や県で原因を探り対策を講じていると思いますが、原因の特定や取組につい

てどのような状況でしょうか。

また、7,8 ページですが、いくつかの川で大腸菌の数が増えておりますが、改善策はどのようになっていますか。

事務局： まず三面川の件について説明いたします。三面川の河床に黒い部分があるということで県、三面川鮭産漁協と協働で水質調査と石の天地返しを実施しております。また、例年2月に報告会ということで県が調査や天地返しの結果について説明し、次年度の対応が検討されております。県に問い合わせたところ、平成30年度においては、石の天地返しではなく、ダムの下に土砂を置き、川の流れて土砂が流れることによる河床のクレンジングを行ってまいりました。なおこの結果については今年3月に報告がある予定となっております。

委員： 原因は特定されているのでしょうか。

事務局： 私が聞いているなかでは、マンガンのほかに、大型の植物の繁茂も原因となりえるのではないかとの見解もありました。

委員： 原因についてはダムによって川の流量が平準化し、洪水による石の動きが少なくなることによって、川にもともと含まれている少量のマンガンの付着が剥がれないということが考えられます。

委員： 三面地区区長会からも毎年市を通して県へ三面川の浄化を要望しておりますが、地元の鮎釣りをする方から聞くと川底に汚泥がたまり滑りやすくなっているとのことでした。三面川にかかる布部橋の下流では、一昨年、重機によって天地返しを行い少なからず状況は改善し、上流についても同じように実施してほしいと要望しているところですが、なかなか進んでおりません。砂を流して汚泥がクレンジングできればよいのですが、洪水のような水を流さなければ難しいのではないかと考えております。ダムは治水には大いに役立っているとは思いますが、上流のやな場で揚がる鮎もだんだんと少なくなっている状態で、鮎にとっては住みにくい川になりつつあると考えております。三面川の浄化は鮎釣りの愛好家だけではなく、地域としても要望している願いです。

会長： 3月に報告があるそうなので、機会をみて報告をいただきたいと思います。

委員： ダムの関係ですが、仮に高根に大雨が降り放水せざるをえない状況となった場合、下流にもたらされる被害についてどのように想定されているのでしょうか。

委員： 河川やダム管理については不案内です。

事務局： 河川の水質に関する質問についてもお答えいたします。数値については過去の範囲内ということで確認しており、特に対応は行っておりません。

委員： 小川小学校周辺について、降雨前に東の風が吹いたときに鶏糞の臭いが漂ってきます。この件について朝日地区区長会の総意で平成30年度にも村上市長へ要望を提出しておりますが、長い間対策に進展はみられません。資料の14ページに悪臭に関して記載があり「臭気測定施設を14施設から16施設に増やし監視を強化し」とありますが、こちらの鶏舎等もこのなかに含まれているのでしょうか。また、どのような監視を行っているのでしょうか。

事務局： 平成30年度から増やした施設は、大場沢の豚舎、中原の鶏舎となっております。委員がおっしゃる事業者はどこにあるのでしょうか。

委員： どこの事業者であるかは承知しておりません。

事務局： 臭気測定については年2回、7月と11月に行っております。朝日地区については臭気の規制区域がありますが、測定結果がその基準を上回った場合、職員が文書を持参し併せて口頭での指導を行っております。今委員がおっしゃった地域であるかはわかりませんが、朝日の一部の地域では集落、行政と事業者が懇談会形式で視察を行いながら意見交換を行う場が設けられております。

会長： 続きまして（2）「村上市環境基本計画進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局： （資料2-1「村上市環境基本計画 平成30年度 進捗状況報告書」、資料2-2「平成30年度 環境基本計画 環境施策の評価一覧」、当日配布資料により事務局から説明。）

会長： ただ今の件について委員のみなさまからご意見・ご質問をお願いします。

委員： 未実施の事業について、長い間この状態なのであれば理由をつけて削除したほうがよいのではないのでしょうか。また、未実施の理由はどのようなものなのでしょうか。

事務局： 過去にも未実施ということで修正された項目がございます。委員の意見は今後の参考とし、検討させていただきたいと思います。

事務局： ただ今の委員の意見につきましては、当審議会や進捗管理委員会でも毎年のようにいただいている意見でございますが、その都度そのような意見を原課にフィードバックしており、E評価の減少に努めているところでございます。資料2-1の5ページの前年度との比較におきまして、4.7%がE評価であったものが、2.0%に下がっております。現状E評価がないという状態ではありませんが、評価方法を変えることなく原課へ投げかけながら進めて参りたいと思います。

委員： 海岸植物の保護について。瀬波海岸は新潟の砂丘の最北端でありセナミスミレ等の貴重な砂丘植物が温存されております。そのような特定の植物に限らず、在来植物全体を広く保護する必要があると考えます。セナミスミレを育む会の要望もあり、市で柵を設置して保護に取り組んでおられますが、最近の瀬波海岸の状況としては、外来植物が侵入してきており、数年前に観光客からアメリカネナシカヅラの駆除の提案があったことから、私どもと商工観光課の協働で駆除を行いました。早期の駆除が重要であることから都度情報交換をしながらこの取組は2、3年続きましたが、昨年、海岸調査をした際に外来種を発見し市に知らせたところ、不躰に対応を断られました。これは市民団体と行政の協力関係に水を差すようなことだと考えます。先ほどE判定の事業の話があり、財政的・人力的に実施が難しいために未着手であろうかと思われるところですが、市民団体や町内会なら初期の軽微なものであれば対応が可能です。うまく調整して海岸植物の保護に皆の力で取り組んでいただきたいと思います。一昨年は重機を使ってネナシカヅラを除去した経緯もありますが、引き継ぎができていないことも危惧されます。この件についてその後どのように取組まれたのか伺います。

事務局： ただ今の委員のご発言ですが、主に岩船近辺にある黄色い植物のことだと思われます。県の所管部署等からお話を伺い、実際現場にも足を運びましたが、実際除去するとなると根こそぎ掘り出す必要があります。今ほど委員がおっしゃられたとおり費用が大きくなってしまふことと、直営で除去するとなると人手が足りなかったということが現在実施できていない理由です。また、他の組織との連携については、まだ試案の段階ですが、地区の海岸清掃やまちづくり協議会と連携できないか検討しております。

委員： 実施はこれからなのでしょうか。

事務局： どのような団体がどのような動きをするのかも把握することが必要かと考えますので、そののちの実施となります。

委員： トライアスロン等もあり地域の方が海岸清掃に熱心だと思います。また、海岸を毎日ウォーキングしている方もおられますので、アメリカネナシカズラを見つけたら連絡してほしい旨の看板を設置するなど、初期段階であれば十数名で比較的容易に除去できるものですので、そのような体制を早めに作っていただきたいと思います。私どもも発見しましたら早めに通報したいと思いますが、海岸線は県の管轄で県が動かないから市も動かないということでは困りますので、ぜひ前向きに市民と協働できるよう取り組んでいただきたいと思います。

委員： 大池の自然調査を行い、昨年大池の水質改善に関する提言を市に提出しました。外来のカメが多く、大池はもともと天然の砂丘湖で水を浄化する機能があったのですが、人為的な力によって水質の自浄能力が失われ、水質の悪化が始まったところです。カメを駆除する際誰が何頭駆除してその後カメがどのように処理されたのか数値的に把握していただきたいと思います。鯉についても同様です。北新保の地域や市民に呼びかければ応じてくれる方がいらっしゃると思いますし、私どもも力になりたいので、ぜひ呼びかけていただければと思います。また、先ほどの説明で間違っているところがあると思いますが、大池への注水は水質改善のためではないと思われます。砂丘湖は砂丘に浸透した雨水が湧き出すことによって形成されますが、岩船砂丘は規模が小さいために湧き水の量が少ないことから大池では夏場に水が枯れてしまいます。ところがここに鯉を入れたために夏場に枯れないように注水をしております。このようなことを市民に伝え、協働で考えていかなければ貴重な砂丘の自然が失われてしまうと考えます。

会長： これまでご審議いただいた内容について、ご承認いただけますでしょうか。ご異議はございますか。

委員： 異議なし。

会長： 議事（１）「村上市の環境状況について」及び議事（２）「村上市環境基本計画進捗状況について」は、以上の内容で承認されました。

5.報告事項

会長： それでは、次第の５報告事項に入らせていただきます。

報告事項についてですが、(1) から (6) まで一括で報告したのちに委員の皆さんのご意見・ご質疑をいただきたいと思ひます。

会 長： (1)「第2次村上市環境基本計画等の策定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： (資料3「第2次村上市環境基本計画等の策定について」により事務局から説明。)

会 長： (2)「地球温暖化対策地域協議会について」事務局から説明をお願いします。

事務局： (資料4「村上市地球温暖化対策地域協議会設置要綱」等により事務局から説明。)

会 長： (3)「新潟県洋上風力発電導入研究会について」事務局から説明をお願いします。

事務局： (資料5-1「第1回新潟県洋上風力発電導入研究会 次第」等、資料5-2「新潟県洋上風力発電導入研究会 第1回村上市・胎内市沖地域部会 次第」等、資料5-3「第2回新潟県洋上風力発電導入研究会 次第」等、当日配布資料により事務局から説明。)

会 長： (4)「49kw 小規模バイオマス発電事業について」事務局から説明をお願いします。

事務局： (資料6「49kw 小規模バイオマス発電事業 事業企画資料」により事務局から説明。)

会 長： (5)「地熱発電事業検討について」事務局から説明をお願いします。

事務局： (資料7「村上市における地熱発電事業検討について」により事務局から説明。)

会 長： (6)「気候変動適応法について」事務局から説明をお願いします。

事務局： (資料8「気候変動適応法の施行について」等、当日配布資料により事務局から説明。)

会 長： ただいまの(1) から (6) までの報告について委員の皆さんのご意見・ご質

疑をお願いいたします。

委員： 昨年行われた「(仮称)新潟北部沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」へのパブリックコメントについて、市に意見が集まったと思われませんがどのような結果になったのでしょうか。

事務局： 先ほど事務局から新潟県における洋上風力発電導入研究会及び村上市・胎内市沖地域部会について説明をいたしました。今ほどの委員の質問の内容とはまったく別のものです。私たちの生活や生態系に影響を及ぼす大きな工事等を行う場合には、環境影響評価法に基づきその計画について事業者がどのようなことに配慮するのか評価を受けることが定められております。先般、村上市・胎内市沖の海域における洋上風力発電事業を計画していることを明らかにした事業者がありましたが、その計画については市や県が関与するものではありません。当該事業者の独自の事業計画に基づいて配慮内容を定め県の環境影響審議会に提出したものでありますので、関係する村上市としては当然意見を提出いたしました。

委員： それについて市民から意見が出たと思いますし、また、市から提出した意見についても説明願います。

事務局： 市民からのパブリックコメントについては、本庁及び支所において受けましたが、その意見について開封して確かめることができません。また、県を通じてどのように公表されるかも市では把握しておりません。村上市としては厳しい意見を提出いたしておりますが、県の了解を得まして委員の皆様には村上市・胎内市・新発田市・聖籠町の意見について配布させていただきます。

事務局：(資料を配布する)

委員： バイオマス発電についてですが、事業者任せですと山林が乱伐される懸念がありますので、農林水産課と十分連携して50年100年を見越した供給計画としていただきたいと思えます。

委員： 配慮書の記述で間違いがいくつかありまして、例えば、「学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況」において、挙がっていない学校あるいは閉校して存在しない学校が挙げられていたりします。また、「動物の重要な種及び注目すべき生息地(海域)」においてメダカが挙げられております。このように地域に入って調査しておらず、地域をな

いがしろにした非専門的な内容となっております。配慮事項そのものの再点検が必要と考えます。

会長： ご意見として承ります。

会長： 今ほど配布した資料について事務局から補足事項はありますか。

事務局： 今ほど配布した各市町村長の意見についてですが、村上市からの意見としましては、2.個別的事項(1)地域を特徴づける生態系の部分で、鮭の生態系等に関する事で厳しい意見をさせていただいております。先ほど委員からご指摘がありましたが、事業者が作成した配慮書の内容につきまして、市でも配慮書の内容を確認しており、環境担当または新エネルギーの担当のどちらの観点からも委員と同じような意見を持っております。

委員： 以前の日立造船が事業主体となった計画では、地層の問題と東北電力の系統接続の問題がネックとなって事業中止となりましたが、それをこの新しい計画は踏まえていますか。

事務局： どの程度踏まえているかは不明です。配慮書について、事業者はどういった点について配慮が必要かという意見をいただき対応策を考慮しながら事業を進めていくことから、現在実際の工事の内容については具体的にはなっていないと思われれます。今後様々な事項を考慮して方法書を作成しながら少しずつ事業計画が形作られるものですので、厳しい意見があればあるほど、エリアの変更や、また、特別専門的な調査を長い期間をかけて行うというような案が方法書になんらかの形で記述されるものと思われれます。今のところ市としてはどのような方法や対応で計画が進められるかといった具体的なことは存じ上げません。

6.その他

会長： これで報告事項を終わり、次第の6 その他に移ります。事務局からありましたらお願いします。

事務局： (連絡事項)

その他で委員の皆さんから何かございますか。

予定された日程は全て終了しました。議事のスムーズな進行にご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

最後に副会長から閉会のあいさつをお願いいたします。

7.閉会

副会長： さきほど、副会長に任命されました佐藤と申します。会議のなかで SDGs の話もありました。17 のゴールがあるわけですがけれども一番の根本は自然環境というところにあるわけです。今そのような点で子どもたちの意識も高まっておりますので、どうか皆さんこの村上市のために少しでも地球環境の改善に努力していただきますことを祈念しまして、また、慎重審議していただいたことに御礼を申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

委員一同： ありがとうございました。

【以下余白】